

1 事業の概要

① 事業の目的は何か。

→ 農業資材が高騰している中で、頻繁に起こる高温等気象災害について、被害を抑制・削減するために必要な生産施設等の導入を本事業で支援し、県産農産物の安定生産により農業者の収益性の向上を図っていくことを目的としています。

2 事業実施主体及び助成対象者

① 助成対象者が3戸以上の組織である場合、認定農業者が含まれている場合の申請はどうするのか。

→ 状況に応じて、最適な申請方法を選択してください。組織は、1助成対象者扱いとなるため、組織の中に認定農業者や認定新規就農者が何人いても、補助上限額は300万円（ハウスの場合：600万円）になる事に留意願います。

② 親が認定農業者となっているが、息子が助成対象者（申請者）となることはできないか。

→ 認定農業者や認定新規就農者になる予定の方も申請が可能なので、息子さんが助成対象者になることはできます。但し、実績報告書を提出するまでには、認定農業者か認定新規就農者の認定を受ける必要があります。

3 事業の内容（補助対象事業費）

① 事業内容のハウスと一体的に導入する付帯設備や簡易な井戸掘削の付帯設備とはどのようなものを指すのか。

→ ハウスの付帯設備とは本事業のメニューに記載の内容の範囲とし、ハウスと一体的に天窗や熱線遮断資材、自動かん水装置（養液供給装置含む）を導入するなどです。ハウスの導入棟数を上回る付帯設備の導入は認められません。井戸の掘削の付帯設備としては一体的に導入する汲み上げポンプが該当します。

② 溝堀機や熱線遮断資材、高通気性ネット等とはどのようなものか。

→ 溝堀機とは、水稻の中干し用の溝切機とは異なり、圃場周囲や畝間の明渠用に使用する機械を示します。

→ 高機能性遮熱資材としては、光合成に必要な光は通し、熱線を遮る資材や高通気性防虫ネットは、微細な害虫の侵入を防げる目目の細かいネットで糸が細い、又は、熱を持ちにくい材質のため通気性に優れる防虫ネットを示します。

「等」に該当するものは、日焼け果を防ぐための伸縮性のある果実用袋（商品名：

サンテ)や遮光資材なら、熱を持ちにくい素材や散乱光などにより同じ遮光率でも光量が確保できるといった特徴を持つ資材が対象となります。

③ コンバインのキャビンの補助対象事業費についても、考え方を確認したい。

→ コンバインのキャビンについては、同性能のキャビン無しのコンバインとキャビン付きのコンバインとの差額が補助対象事業費になり、差額の1/2以内が補助額になります。

④ パイプハウスのパイプの径や規格は、決まっているのか。

→ 導入可能なパイプハウスは、国が基準を示している耐候性ハウス、又は、県で規定する高軒高ハウスです。県で規定する高軒高ハウスの場合、軒の高さは1.8m以上とし、パイプの径は22.2mm以上で、必要に応じて、径31.8mm以上の太いパイプで補強を施されている施設とします。

⑤ 水稲の育苗ハウスは対象となるのか。

→ 水稲の育苗時期は高温や気象災害が問題となっている時期ではないと思われまますので、対象外です。但し、水稲育苗後、夏や冬などに園芸品目などの栽培を行うため高温や積雪に対応したハウスを導入する場合は、園芸品目などを対象品目とした計画書を作成し申請してください。

⑥ ハウスや農業機械等の補助対象は本体のみか

→ 基本的には本体のみの価格が助成対象です。但し、固定して使用する施設や設備については、自主施工が困難な場合や工事しないと導入目的(気象災害対策の実施)が達成されない場合に限り設置工事費を認めます。※理由を付してください。

⑦ 事業の対象となる草刈り機はどのようなものか。

→ 対象となる草刈り機は、新規性や普及性があるものとして、斜面への対応や自動といった革新的な技術が導入できる草刈り機とします。

① 斜面が刈れる：ブームモア、オフセットモア、アーム式フレームモア 等

② 軽労化が図られる：自動草刈り機、又は、リモコン式草刈り機

※ 斜面が刈れない、手押し式、肩掛け、刈り払い機等は対象外です。

⑧ 中古の機械は対象か。

→ 対象外です。今回の事業では、中古機械の耐用年数が3年以上残っていても対象となりません。

4 補助率及び補助金額等

① 複数の組織に属し、それぞれ別の事業内容を申請する場合の補助上限はいくらか。

→ 1人の受益農家が複数組織に属し、それぞれで異なる事業内容の申請を行う場合、1人あたりの補助上限額は300万円以内です。

② ハウスと併せて別の事業内容を導入する場合の補助上限額はいくらか。

→ ハウス（付帯設備含む）の導入に要する事業費が600万円を超えなければ、補助上限額は、1助成対象者あたり、300万円になります。その範囲内なら、別の事業内容も申請できます。600万円を超える事業内容はハウス（付帯設備）に限り認めます。

③ 消費税相当額を事業費に含んで良いか。

→ 課税事業者は消費税を抜いた額を助成対象事業費とし、免税事業者等は消費税を含む額を助成対象事業費とします。

5 補助採択基準等

① 保険加入は経営全体をカバーする必要があるか。

→ 経営全体をカバーする必要はありません。収入保険以外でも、出荷した農産物の価格が安くなった場合の価格安定対策への加入も、本事業では要件を満たしていると判断します。施設園芸共済への加入は、導入するハウスのみ加入でも良いです。

② 任意組織で保険加入が難しい場合、構成員全員の保険加入が必要か。

→ 構成員全てではなく、受益農業者は、何らかの保険等への加入が必要です。

③ 成果目標（品質向上、出荷量増加、労働負荷低減）の指標とはどのようなものを設定すれば良いか。

→ 成果目標の指標例は下記を参考にしてください。

- ・ 品質向上：一等米比率（%）、秀品率（%）、外品数量（kg）、糖度（brix%）
- ・ 出荷量増加：出荷量（kg・袋・箱）、販売量（kg・袋・箱）
- ・ 労働負荷低減：作業時間（hr）、ハウス内気温（℃） 等

④ 補助対象事業費が200千円以上とあるが、助成対象者あたりの事業費か、導入する設備等の事業費か。

→ 1つの事業内容（補助対象事業費）に対する事業費が200千円以上という事です。部会員3人で同じ資材を導入し、合計200千円以上となれば申請が可能です。

⑤ 複数の事業内容に取り組む場合のポイントの考え方は。

→ 事業内容ごとに、①該当する対策ポイント、②計画に定めた成果目標ポイント、

③過去5年以内に実施した、対象品目への気象災害対策の取り組みポイントを設定し、①から③のポイントを合計し、その合計ポイントの多い事業内容順に採択していきます。事業内容ごとに採択するため、同じ助成対象者で複数の事業内容を申請している場合、採択される事業内容と採択されない事業内容が発生する場合があります。

⑥ 実績ポイントの取組について詳しく知りたい。

→ いずれも、過去5年以内（令和3年～7年）の取組に限ります。

「品種の変更」

対象作物の気象災害被害を軽減するために品種を導入したもの

（例）トマトの裂果対策で「CF 桃太郎はるか」を「麗月」に変更した。

※気象災害が発生する作型の主要3品種のうちの1つを裂果に強い品種に変えた場合も対象です。

「機械・設備等導入」

別表1の事業の内容と同様な内容で、3年以上使用できる施設等の導入

（例）遮光資材を導入したトマト農家が、事業で細霧冷房装置を導入する、など。

※資材の導入は、肥料や農薬など、1回・1年限りの消耗資材は対象外とします。

「栽培管理法の改善」

作付け時期や追肥・防除、かん水（回数、量）など管理方法の改善、排水対策など

（例）水稻の上乗せ追肥を実施。だいこんの播種時期を遅らせた。果実の日焼けを防ぐよう剪定・整枝した。

⑦ 3項目全てのポイントを選ぶ必要はあるか。

→ 別表2の①～③は、全ての項目のポイント数を合計して採択を判断します。

全ての項目を選ばなくても、ポイントは4以上であることや、品質向上、出荷量増加、労働負荷低減に関する指標を（目標値が10%未満の増減であっても）設置し、取り組むことが、採択要件となっています。

6 事業の評価（実施状況報告）

① 成果目標の目標年度はいつになるのか。また、育成期間のある果樹などの成果目標や目標年度はどうすれば良いか。

→ 事業実施年度（令和8年度）の翌々年度（令和10年度）です。現状は、事業実施年度の前年度（令和7年度）になります。

→ 新植の果樹など、複数年の育成期間を要する農畜産物については、令和10年度に少量でも収穫できるなら、出荷量増加の設定が可能であり、収穫が皆無な場合でも、ハウスを導入するなら、ハウス内最高気温を既存ハウスより2℃低減することによる労働負荷低減を目標とすることが可能です。

② 目標年度に成果目標が達成されない場合ペナルティはあるのか、会計検査での指摘や補助金返還があるのか。

→ ペナルティはありませんが、未達の場合、処分制限期間中は報告が必要です。会計検査はありますので、目標の達成状況や関係書類や生産・販売状況などの証拠書類は5か年間保管してください。また、目標年度以前に離農、又は事業を縮小した場合や、目的外使用、売り払ってしまった場合などは補助金返還の可能性あります。

7 その他（手続きなど）

① 見積もりは1者でも良いか。3者揃わないと申請できないのか。

→ 基本的に3者必要です。事業実施主体への申請締め切りである3月23日までに間に合わない場合は、1者で申請することはできますが、事業実施主体が県へ計画申請する時（4月1日（事業実施主体によって異なる））までには3者が必要になります。3者見積もりで事業費が上振れしていても、最初に申請された事業費で、採択順位や割当内示を行う予定なので、助成額の増額は認められません。

② 令和8年度内に導入ができない場合はどうなるのか。

→ 本事業の原資は、物価高騰対策として、緊急性の高い交付金として令和8年度内の事業完了（支払い完了）が求められているため、導入ができないと思われる場合、採択はできず、補助金の交付もできません。

③ 事業のスケジュールを示してほしい。

→ 現時点の予定です（変更する可能性あり）。

① 計画申請期間 3月2日～3月23日

② 計画承認通知 4月～の予定（事業実施主体によって異なる）

③ 交付申請 4月～の予定（ " ）

※ 交付決定前に着手する場合「事前着手届」の提出

④ 交付決定通知 4月～の予定（ " ）

・ 着工届や竣工届などを事業実施主体へ提出

・ 納品日や引き渡し日を事業実施主体に連絡し、完了検査（検査後、使用可）

・ 業者への支払い（概算払い請求の可否は、各事業実施主体へ確認ください）

⑤ 実績報告書 12月中を目途に提出できるように努めてください。